

志學館大学研究活動上の不正行為への対応要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「志學館大学公正な研究推進要綱」第10条第2項に基づき、志學館大学（以下「本学」という。）において研究活動上の不正行為の疑いがある事案が生じた場合の適正かつ厳正な対応のために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要領において、研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）とは、研究者倫理に背馳し、研究活動、研究成果の発表において、故意にその本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な研究コミュニケーションを妨げる次に掲げる行為をいう。

- (1) 「ねつ造」 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (2) 「改ざん」 研究資料・機器・過程を操作し、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 「盗用」 他の研究者のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該他人の了解又は適切な表示なく流用すること。

2 次に掲げる行為について、この要領を適用することができる。

- (1) 「二重投稿」 他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (2) 「不適切なオーサiership」 論文著作者が適正に示されないこと。

(告発の受付窓口)

第3条 不正行為に関する告発（通報等を含む。以下同じ。）の受付窓口は、事務局長及び学部長・研究科長（以下「事務局長等」という。）とする。事務局長等は、不正行為に関する通報を受けた場合は、速やかに学長に報告しなければならない。

(告発の受付等)

第4条 学長は、告発の受付その他以下に掲げる措置の可否について決定する。

- 2 原則として顕名で、不正行為を行ったとする研究者・研究グループ及び不正行為の具体的内容を明示し、かつ不正とする科学的な合理性のある理由を明示したものを告発として受け付ける。告発の手段は問わない。なお、匿名による場合は、その内容に応じ、顕名の場合に準じて取り扱うことができる。
- 3 書面による告発を行った者（以下「告発者」という。）が受領を確認できない方法による告発であって、告発者が確認を求めている場合は、告発者に受領したことを通知する。
- 4 告発の意思を明示しない通報・相談等については、その内容に応じ、告発に準じて取り扱うことができる。
- 5 本学が調査の責を負うべき機関に該当しない告発の場合は、該当する研究機関に回付することができる。また、他の研究機関から本学へ回付された場合は、前3項を準用する。
- 6 不正行為が未だ行われていない事案に関する告発については、相当の理由があると認めた場合は、告発を受けた者（以下「被告発者」という。）に注意又は警告を行うことがある。なお、被告発者が本学に所属しない場合は、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することがで

きる。

- 7 前5項の場合、匿名による告発の場合を除き、告発が悪意（被告発者を陥れ、又は被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者又は被告発者が所属する機関に何らかの損害や不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づくものであったことが調査の結果から判明した場合は、その旨（告発者の氏名を含む）の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることを、告発者に知らせるものとする。

（秘密の保持等）

第5条 学長は、告発を受け付けた場合は、調査結果の公表までの間、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査関係者以外に漏えいしないよう、また、告発者の意に反して告発者が特定されないよう、秘密保持の徹底のために適切な方法を講じるものとする。

- 2 学長は、告発がなされたことのみを理由として、被告発者の研究活動の全部又は一部の禁止若しくは解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いを行ってはならない。

（予備調査）

第6条 学長は、第3条の規定による告発を受付けた場合は、当該事案について、コンプライアンス委員会に予備調査委員会を組織させ、次項に定めるところにより予備調査を行わせる。

- 2 予備調査は、以下の各号に掲げる事項に基づき、告発された不正行為が行われた可能性及びその調査可能性等について調べるものとする。

（1）告発の際に示された理由の合理性

（2）告発された研究活動が実施された時期から告発までの期間及び別に定められた研究資料等の保存期間又は各研究分野の特性に応じた合理的保存期間に基づく、調査に堪える資料の入手可能性

- 3 学長は、予備調査の結果に基づき、コンプライアンス委員会の意見を聴いて、当該事案について本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを、原則として、告発から30日以内に決定し、その決定を理由とともに告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 4 前項にかかわらず、予備調査で得られた研究資料等から第2項の可能性が判断できると判断した場合、予備調査をもって本調査に換えることができる。

- 5 学長は、本調査を行わないことを決定した場合、予備調査に係る資料等を保存し、研究資金の配分機関（以下「配分機関」という。）や告発者の求めに応じて全部又は一部を開示することができる。

（本調査）

第7条 学長は、前条第3項により本調査を行うことを決定した場合、速やかに本調査を開始するものとし、文部科学省に本調査を行う旨を報告する。なお、本学以外の研究機関に所属している被告発者がいる場合は、その所属機関にも通知し、調査への協力を要請する。

- 2 本調査は、告発された研究事案に係る資料、試料及び装置等（以下「研究資料等」という。）及び論文の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請等により行う。

（調査委員会）

第8条 本調査のために、次の各号に掲げる者で「調査委員会」を組織する。

- （1）学長

- (2) 事務局長
- (3) 告発された研究が実施された学部又は研究科の長
- (4) 当該事案に直接の利害関係のない有識者で学長が指名した者
- (5) その他、学長が必要と認めた者

2 調査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

3 第1項の委員は、告発された事案の研究に関与しておらず、かつ、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。なお、第1項第1号から第3号の委員がこれに該当すると考えられる場合、それぞれ代理の者とする。

4 第1項の委員の半数以上は、本学に所属しない者をもって充てる。

(本調査の実施)

第9条 調査委員会は、本調査に必要な権限を有し、告発者及び被告発者等の関係者は、本調査に誠実に協力しなければならない。

2 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような研究資料等を保全する措置をとる。ただし、これらの措置に影響しない被告発者の研究活動は、これを制限しない。

3 調査委員会は、本調査の過程において、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、再実験等による再現性を示すことを被告発者に求める場合又は被告発者が自らそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)を合理的に必要と判断される範囲内において保証しなければならない。

5 調査委員会は、被告発者の第3項の弁明及び次条による説明を受けるとともに、調査によって得られた科学的根拠、証言、被告発者の自認等を総合的に判断し、不正行為か否かの判断を行う。

(被告発者の説明責任)

第10条 被告発者は、本調査において、告発された事案に係る疑惑を晴らそうとする場合には、当該研究及び論文執筆が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたことを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 被告発者が、前項の科学的根拠として保存されているべき研究資料等を示さない場合は、疑惑を晴らそうとする意思がないものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、災害等その責によらない理由により前項の研究資料等を示すことができなくなったなどの正当な理由があると認められる場合又は各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、若しくは告発に係る研究活動を行っていた時に所属していた研究機関が定める保存期間を超えるための研究資料等の不存在等によるものである場合は、前項の限りではない。

4 第1項に規定する説明責任の程度及び前項の規定の適用の可否については、研究分野の特性に応じかつ志學館大学研究資料等保存要領に基づき、調査委員会が判断する。

(調査における配分機関への協力)

第11条 学長は、配分機関からの求めがあった場合、調査終了前であっても、調査の進捗状況を当該配分機関に報告する。

- 2 学長は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、配分機関から当該事案に係る研究資料等の提出又は閲覧及び現地調査の要請があった場合は、それに応じる。

(不正行為か否かの認定)

第12条 調査委員会は、本調査の開始後、原則として90日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為が認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合は、その旨の認定を行うものとする。

- 3 前項の認定を行うに当たっては、第9条第3項及び第5項を準用する。この場合、被告発者とあるのは告発者と、不正行為とあるのは悪意と読み替える。

(調査結果の報告及び通知)

第13条 学長は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が、本学以外の研究機関に所属している場合は、当該機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 告発が悪意に基づくものであったと認定した場合、告発者が、本学以外の研究機関に所属している場合は、当該機関にも当該調査結果を通知する。

(不服申し立て)

第14条 不正行為と認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条に規定する通知を受け取った日から30日以内に、学長に不服申立をすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

- 2 学長は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立があった時は、前条第1項に基づき通知した者及び機関に通知する。

- 3 学長は、告発者から悪意に基づく告発の認定に係る不服申立があった場合、前条第2項に基づき通知した者及び機関に通知する。

- 4 不服申立の審査は、調査委員会が行い、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを原則として30日以内に決定する。

- 5 学長は、前項の審査の結果を第2項又は第3項に基づき通知した者及び機関に通知する。

(再調査)

第15条 再調査を行うと決定した場合には、調査委員会は、不服申立を行った者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力を求める。

- 2 前項に規定する協力が得られない場合には、調査委員会は再調査を打ち切ることができる。その場合には、学長は不服申立を行った者に速やかに当該決定を通知する。

- 3 調査委員会が再調査を行うと決定した場合は、原則として60日以内に、再調査結果をまとめ、学長は再調査結果を前条第2項又は第3項に基づき通知した者及び機関に通知する。

(調査結果の公表等)

第16条 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、次の各号に掲げる事項を含む調査結果を速やかに公表するとともに、調査事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

- (1) 学長及び調査委員会が公表時までに行った措置、調査の方法、手順等
 - (2) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (3) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
 - (4) 研究活動上の不正行為の内容
 - (5) その他、学長が必要と認める事項
- 2 学長は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合は、調査結果の全部又は一部を公表することができる。
- 3 学長は、悪意に基づく告発の認定があった場合は、調査結果を公表する。
- 4 証拠保全の措置については、前3項のいずれかの措置と同時に解除するものとする。
(告発者及び被告発者の措置)

第17条 学長は、調査委員会の調査の結果、本学所属の者で次の各号のいずれかに認定された者に対し、不正の内容に応じ学校法人志學館学園就業規則等に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 不正行為を行ったと認定された被告発者（以下、「被認定者」という。）
 - (2) 不正行為に関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者と認定された者
 - (3) 告発が悪意に基づくものと認定された告発者
- 2 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、前項第1号及び第2号に規定する者に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。
- 3 不正行為は行われなかったと認定された場合、調査関係者に対してその旨を周知する等、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(公的研究費の使用停止・中止・返還等)

第18条 学長は、本調査を実施することを決めてから委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発されている研究に係る公的研究費の使用を停止することができる。

- 2 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、被認定者に対し、ただちに当該研究に係る公的研究費の使用中止を命じ、既に支出した経費について、全部又は一部を返還させることができる。
- 3 学長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、被告発者に対して行われた公的研究費の使用停止を解除するものとする。

(事務)

第19条 研究活動上の不正行為への対応に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、研究活動上の不正行為への対応に関し必要な事項は、コンプライアンス委員会の議を経て学長が別に定める。

(補則)

第21条 この要領の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年２月８日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２８年８月３日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年１月１７日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年９月８日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。